

広島県企業局告示第二号

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託を廃止する規約を次のように定めた。

令和五年三月二十七日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十九年八月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。